

平成23年第4回野洲市議会臨時会会議録

招集年月日 平成23年7月12日

招集 場所 野洲市役所議場

応招 議員	1 番 太田 健一	2 番 野並 享子
	3 番 小菅 六雄	4 番 高橋 繁夫
	5 番 内田 聡史	6 番 奥村 治男
	7 番 矢野 隆行	8 番 梶山 幾世
	9 番 井狩 辰也	10 番 市木 一郎
	11 番 坂口 哲哉	12 番 田中 良隆
	13 番 中島 一雄	14 番 丸山 敬二
	15 番 西本 俊吉	16 番 三和 郁子
	17 番 鈴木 市朗	18 番 田中 孝嗣
	19 番 立入三千男	20 番 河野 司

不応招議員 なし

出席 議員 応招議員に同じ

欠席 議員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山仲 善彰	政策調整部長	東郷 達雄
総 務 部 長	竹内 睦夫	市 民 部 長	中島 宗七
健康福祉部政策監	富田 久和	都市建設部長	橋 俊明
環境経済部長	山本 利夫	教 育 部 長	新庄 敏雅
政策調整部次長	田中 利昭	総 務 部 次 長	井狩 重則
広報秘書課長	寺田 実好	総 務 課 長	遠藤 伊久也

出席した事務局職員の氏名

事 務 局 長	岡野 勉	事 務 局 次 長	佐敷 政紀
書 記	三上 忠宏	書 記	若井 美園

議事日程

第1 諸般の報告

第 2 会議録署名議員の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第 3 号及び報告第 4 号

委任専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定める
ことについて） 他 1 件
報告

第 5 議第 5 2 号及び議第 5 3 号

野洲市総合計画審議会条例の一部を改正する条例 他 1 件
提案理由説明、質疑、討論、採決

第 6 発議第 2 号

野洲市議会基本条例の一部を改正する条例
提出者説明、質疑、討論、採決

第 7 野洲市農業委員会委員の推薦について

開議 午前 1 0 時 0 0 分

議事の経過

（開会）

○議長（立入三千男君） （午前 1 0 時 0 0 分） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は 2 0 名であります。定足数に達しておりますので、平成 2 3 年第
4 回野洲市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（日程第 1）

○議長（立入三千男君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

出席議員 2 0 名、全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付しております議事日程のとおりであります。

次に、本臨時会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元に配付してあり
ますのでご了承願います。

次に、平成 2 3 年第 3 回野洲市議会定例会において可決されました、原発依存のエネル
ギー政策の抜本的見直しを求める意見書につきましては、平成 2 3 年 6 月 2 3 日付けをも
って内閣総理大臣をはじめ関係方面に提出しておきましたので、ご了承願います。

（日程第 2）

○議長（立入三千男君） 日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２０条の規定により、第１番、太田健一君、第２番、野並享子君を指名いたします。

（日程第３）

○議長（立入三千男君） 日程第３、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日１日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日１日間に決定いたしました。

（日程第４）

○議長（立入三千男君） 日程第４、報告第３号及び報告第４号、委任専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）他１件について市長の報告を求めます。

市長。

○市長（山仲善彰君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成２３年第４回野洲市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には全員出席をいただき厚くお礼申し上げます。

本臨時会におきましては、報告事項といたしまして委任専決処分の報告が２件、議決議案といたしまして条例の一部改正１議案、その他１議案についてご審議をいただくものです。

また、７月１９日で任期が満了する野洲市農業委員会委員のうち、農業委員会等に関する法律第１２条第２号の規定により学識経験を有する者４人以内を議会で推薦いただくこととなっておりますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは報告第３号、委任専決処分の報告についてご説明申し上げます。平成２３年５月１１日、市道辻町五之里線ＪＲ隧道において発生した道路冠水に伴う自動車の水没事故に対し相手方と和解をし、市の賠償額を７７，８５０円と定めるものであり地方自治法第９６条第１項第１２号及び第１３号の規定に基づき和解及び損害賠償の額を定めることについて、同法第１８０条第１項の規定に基づき専決処分したものを、同条第２項の規定により報告するものであります。

次に報告第４号、委任専決処分の報告についてご説明申し上げます。平成２３年５月２４日、野洲市役所駐車場において発生した塗料スポレー缶の破裂による駐車中の自動車３台への塗料付着事故に対し相手方と和解をし、市の賠償額を合計で１９９，３７４円と定めるものであり地方自治法第９６条第１項第１２号及び第１３号の規定に基づき和解及び損害賠償の額を定めることについて、同法第１８０条第１項の規定に基づき専決処分したものを、同条第２項の規定により報告するものであります。

（日程第５）

○議長（立入三千男君） 日程第５、議第５２号及び議第５３号、野洲市総合計画審議会条例の一部を改正する条例、他１件を一括議題といたします。

事務局に議件を朗読させます。

○事務局長（岡野 勉君） それでは皆さん、おはようございます。

議件の朗読をいたします。

議第５２号、野洲市総合計画審議会条例の一部を改正する条例。議第５３号、区域外路線の認定の承諾について。

以上であります。

○議長（立入三千男君） 議件の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山仲善彰君） 議第５２号、野洲市総合計画審議会条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。本議案につきましては地方自治法の一部を改正する法律が４月２８日に可決成立し、同法第２条第４項の市町村における基本構想の策定義務規定が削除されたことに伴い条例の引用箇所を削除するものです。なお、本条例は地方自治法の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行するものです。

議第５３号、区域外路線の認定の承諾についてご説明申し上げます。篠原駅周辺都市基盤整備事業に伴い、近江八幡市より（仮称）市道篠原駅南口停車場線建設に係る路線の認定の承諾について依頼がありましたので、道路法第８条第３項の規定に基づき承諾することについて、同条第４項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

○議長（立入三千男君） これより、ただいま議題となっております議第５２号及び議第

５３号について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第５２号及び議第５３号は、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご異議なしと認めます。よって、議第５２号及び議第５３号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議第５２号及び議第５３号について、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。
これより順次採決いたします。

お諮りいたします。

まず、議第５２号、野洲市総合計画審議会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（立入三千男君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第５２号は原案のとおり可決されました。

次に、議第５３号、区域外路線の認定の承諾については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（立入三千男君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第５３号は原案のとおり可決されました。

（日程第６）

○議長（立入三千男君） 日程第６、発議第２号、野洲市議会基本条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。第３番、小菅六雄君。

○３番（小菅六雄君） それでは発議第２号、野洲市議会基本条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。地方自治法の一部を改正する法律が平成２３年４月２８日に可決成立し、同法第２条第４項の市町村における基本構想の策定義務規定が削除されました。よって本市議会基本条例第１１条の議決事件に、同法の削除箇所を引用していることから条例の引用箇所を削除するとともに、議決すべき事件として新たに野洲市総合計画を追加するものであります。

なお、本条例は地方自治法の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行しようとするものであります。

以上、提案理由の説明といたします。どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（立入三千男君） これより、ただいま議題となっております発議第２号について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第２号は、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご異議なしと認めます。よって、発議第２号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、発議第２号について、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第２号、野洲市議会基本条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（立入三千男君） ご着席願います。起立全員であります。よって、発議第２号は原案のとおり可決されました。

(日程第７)

○議長（立入三千男君） 日程第７、野洲市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。推薦の方法につきましては指名推選により行ないたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（立入三千男君） ご異議なしと認めます。よって、推薦の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については本職において指名いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（立入三千男君） ご異議なしと認めます。よって、本職において指名することに決定いたしました。

これより指名いたします。農業委員会の次期委員に尾場半右衛門氏、清水三夫氏、鍛冶政男氏の３名を指名いたします。

お諮りいたします。尾場半右衛門氏、清水三夫氏、鍛冶政男氏を農業委員会の次期委員に推薦することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（立入三千男君） ご異議なしと認めます。よって、尾場半右衛門氏、清水三夫氏、鍛冶政男氏を農業委員会の次期委員に推薦することに決しました。

以上で本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。これをもって、平成２３年第４回野洲市議会臨時会を閉会いたします。ご苦労様でございました。

(午前１０時１３分 閉会)

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成23年7月12日

野洲市議会議長 立 入 三千男

署 名 議 員 太 田 健 一

署 名 議 員 野 並 享 子